

■報告第8・9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

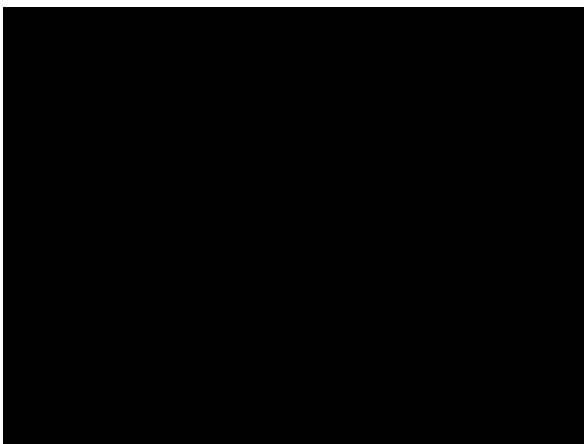
【報告第8号の内容】

発 生 場 所	町道大道日吉線
概 要	平成30年7月7日午前8時30分頃、町道大道日吉線を十川方面に自動車で行く途中、道路上に散乱した落石に乗り上げ、タイヤが損傷したもの。
専決処分日	平成30年10月16日
賠償金額	金2,067円 内訳（車両修理費用）
相手方	住所 四万十町大道 氏名

〔落石発生現場〕



〔被害車両の損傷部位：前方（運転席側）タイヤ1本〕

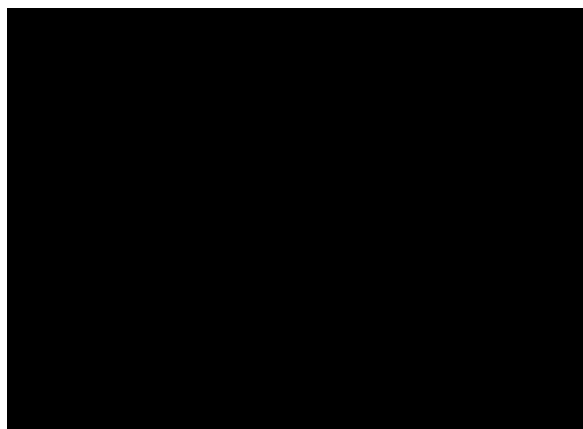


【報告第 9 号の内容】

発 生 場 所	町道若井高野線
概 要	平成 3 0 年 9 月 2 0 日午前 8 時 2 0 分頃、町道若井高野線にて、相手方の配偶者が通勤中、対向車と行き違うため山手側に寄った際、茂みに紛れた倒木に接触し、車体が損傷したもの。
専 決 処 分 日	平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日
賠 償 金 額	金 2 6 8, 0 0 0 円 内訳（車両修理費用）
相 手 方	住所 四万十町若井川 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

〔倒木発生現場〕

〔被害車両の損傷部位：車両左側面のミラー、ドア等〕



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）
第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
2 略

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）
第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。
2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。
1 略
2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの
3～6 略